広報としま

第352号
昭和51年12月10日発行

発行　東京都豊島区　豊島区東池袋 1—13—1　☎〔981〕1111　〒170　編集　企画部広報課

12月の安売りデー

15日（水）—鳥　肉　屋
16日（木）—八　百　屋
17日（金）—魚　　屋
18日（土）—肉　　屋

広聴電話

一度いいみみへ　は情苦　981 1133

この電話は夜間・休日でも利用できます。

第4回区議会定例会開く

昭和50年度各会計決算の認定
現在"特別委員会"で審議中

本年最後の区議会定例会は、11月19日に開かれました。

開会にあたって、区長は、今定例会の主要案件である昭和50年度一般会計決算について、そのあらましを説明し、今後の区政を運営するための所信を表明しました。〔写真〕

その要旨は次のとおりです。

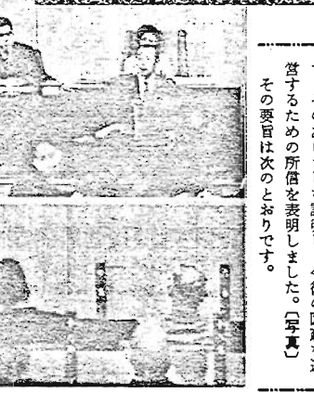

この機会に、一般会計決算の骨格と、これに関する私の所信の一端につきまして、若干申し述べたいと存じます。

まず、歳入決算額は約二百四十九億六千三百八十六万一千円で、収入率一〇一・八%、歳出決算額は約二百十九億四千[illegible]五万三千円で、執行率八九・五%となっており、収入率、執行率ともに前年度を上回りまして、歳入歳出決算額の差引残額、即ち形式収支は、約三十億一千九百八十万七千円となっているのであります。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、即ち繰越明許費、事故繰越及び事業繰越の合計額、約八億五千三百二万九千円を差し引きまして、残額約二十一億六千六百七十七万七千円が実質収支であります。

このように、かつてない多額の剰余金を生じました原因につきましては、去る六月定例会におきまして、補正予算をご提案いたします際に触れさせていただきましたが、今回、これらの事情を少し掘り下げてご説明申しあげ、ご理解を賜りたいと存じます。

顧みますれば、昭和五十年度は区長公選の実現をはじめ、自治権を飛躍的に拡大した、新しい自治体としての特別区が、区民の大きな期待を担って出発した初年度であります。

保健所行政をはじめとする大幅な事務事業の移管、配属職員制度の廃止に伴う人事権の確立、さらには都区財政調整制度の改正による財政自主性の強化という、自治制度の変革面で、まさに特別区政史上、一時期を画する特記すべき年度であったのであります。

一方、日本経済は、昭和四十八年末の石油ショックを契機として高度経済成長政策が破綻し、異常な物価狂乱、インフレと不況の同時進行を経て、戦後最大の長期不況を招来いたし、今日、漸く景気回復軌道に乗りつつあるといわれているわけであります。

従いまして、この昭和五十年度は、まさに日本経済が、高度成長期から低成長期へと移行する、そのはざまに位置した激動の年度であったのであります。

このような激動期に対応して、制度的に自立性を持ち得ない脆弱な財政基盤に立つ地方自治体は、おしなべて空前の財政危機に陥りまさに自治の危機が叫ばれたのが、この昭和五十年度からであります。

今回ご審査をいただく、この昭和五十年度の決算は、私が、公選区長としては初めての財政運営をとおして執行したものでありますが、以上申し述べましたとおり、この昭和五十年度という年度は、区政をとり巻くあらゆる側面で、かつて先例のない試練の年であったと思うのであります。

文字どおり財政危機との闘いに明け暮れた一年でありましたが、当面不透明な改正後の財調制度の仕組みと、底をついた厳しい財源の見通しという、まさに視界ゼロの中で、この難しい局面を、自ら切り開いてゆく努力こそが、財政運営の責任を担う自治体の首長としての私に課せられた最大の使命であったわけであります。

それは、当該年度の危機を乗り切る責任が、第一義的に問われておりますと同時に、その危機の要因が、短期的には解消し得ない状況下で、後年度以降の、より厳しい財政運営を予測し、これに対処し得る責任をも意味するものでなければなりませんことは、十分ご賢察いただけると思うのであります。

ご案内のとおり、昭和五十年度におきましては、六月補正予算の編成を見送らざるを得なかったこと、九月の補正では、特別区税の既計上額を減額補正しなければならなかったこと、また年度末に至って、減収補てん債等を発行したこと、さらには職員給与改定差額分の大部分の支払いを翌年度へ繰り延べざるを得なかったこと等、私の長い財政経歴をとおして、かつて経験したことのない、厳しい財政運営を強いられたのであります。

このような経過を経まして、昭和五十年度の予算が執行され、先に述べましたとおり、歳入歳出決算の実質収支として、約二十一億六千六百万円の剰余金が生じたわけでありますが、このうち、昭和五十年度限りの特殊事情によって生じた主なものを申しあげますと、次の四項に仕訳することができるのであります。

財政調整基金を設置し
長期財政運営の健全化を図る

その第一は、年度末になって財政措置を受けたために、剰余金となったものでありまして、その内容は、昭和四十九年度職員給与改定差額分の財調再算定と、減収補てん債、減収対策債等の許可による財源更正であり、合わせて約六億一千四百万円であります。

第二は、内部努力に基づく剰余金でありまして、その内容は、区税滞納繰越分の増収と、経常経費の節減等であり、合わせて約二億五千万円であります。

第三は、外部努力に基づく剰余金でありまして、その内容は、特別交付金及び保育所建設費国庫負担金、同じく都補助金であり、合わせて約一億三百万円であります。

第四は、地元との調整等、やむを得ない事情により、施設建設及び用地買収の見送り、その他による事業の打切り等により生じた剰余金でありまして、その内容は、四建跡地に建設予定の施設、巣鴨小学校の校地買収その他であり、合わせて約二億三千七百万円であります。

以上、昭和五十年度限りの特殊事情によって生じた四種別の剰余金の合計額は、約十二億四百万円となり、これを実質収支から差し引いた残額約九億六千二百万円が平年度ベースにおける剰余金と考えられるわけであります。また、その歳入決算額に対する割合も三・九%であり、前年度の実績とほぼ同率になるのであります。

昭和五十年度における財政運営の主要な経過とその実績は、以上のとおりでございますが、未曽有の財政危機という背景の下で、新しい自治体として出発した豊島区の自治を守るため、何としてもこの危機を乗り越えるべく、財源の確保には、最大限の努力を傾注いたしますとともに、財源の重点配分、経費支出の効率化にも、可能な限り思切った手を打ってまいった次第であります。

また、昭和五十年度の予算は、区民生活の防衛と福祉優先を貫きまして、きめ細かく編成され、それぞれ効果的に執行されたのでありまして、経費の節減や支出の抑制にいたしましても、いやしくも福祉の停滞や、区民サービスの低下につながるような運用や措置などは、一切これをいたしておりませんことは、決算実績の内容と事業の成果をご審査いただきますれば、十分ご理解いただけると思うのであります。

決算の結果、生じました剰余金につきましては、ご案内のとおり本年度において、既にその大部分を繰越金として予算に計上し、緊急かつ重要な事業に充当いたしたのでありますが、今回、残余の繰越金のうち、五億円を財政調整基金として積み立てるべく、関係条例及び補正予算をご提案するものであります。

現在の経済情勢や財政環境を考えますとき、地方財政、とりわけ特別区の財政危機は、なお相当長期にわたって続くものと覚悟しないわけにはまいりません。

諸々の障害を克服しつつ、膨大な行政需要に機動的に対処し、財政運営の健全性を堅持していくことは、けだし容易なことではないと思うのであります。

また、財政危機打開のためには自治体の主体性と財政自律性が、強く要求されることも、もとより論を待たないところであります。

ここにおきまして、昭和五十年度限りの特殊事情によって生じた多額の剰余金を、昭和五十一年度において、これを全額支出してしまうような、安易な財政運営は、慎しまなければならないと思うのであります。

この機会に、剰余金の一部をもって、財政調整基金を設置いたし、低成長時代に対応して、長期にわたる本区財政運営の健全化を期する一助にいたしたいと考えております。

提出されている案件

☆昭和50年度一般会計、公益質屋事業・国民健康保険事業特別会計決算の認定
☆豊島区財政調整基金条例
☆議会の議決の対象となる契約の範囲を改正する条例
☆事務手数料（印鑑登録証明手数料）の額を改正する条例
☆防災業務従事者損害補償条例の一部を改正する条例
☆千登世橋体育場の新設に伴い、使用料の額を定める条例
☆昭和51年度一般会計補正予算
☆南長崎地区老人いこい室及び児童館の新築工事請負契約
☆東池袋地区保育園の新築工事請負契約
☆池袋第二小学校プールの改築工事請負契約
☆椎名町小学校プールの改築工事請負契約

以上、認定三件、議案十件となっています。

あの日 この日 カメラニュース

この元気みてください

バンパー大会

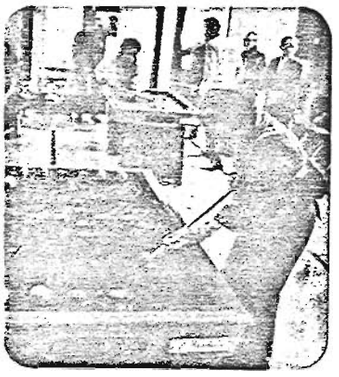

11月17日、区立池袋ことぶきの家で「老人バンパー大会」が開かれました。64人のお年寄りが参加され、うち29人が女性の方でした。

バンパーというのはビリヤードを変形した競技です。3年前に老人福祉センターなどに設置して、2年前から年2回大会をおこなっています。

前回に続いて大石幸次郎さん(70)が優勝されました。また、最高齢者は河田えいさん(86)で元気にガンバッテいました。

公園をつくるのにいくらかかりますか？

庁舎見学

区立小学校(29校)三年生の区役所見学がはじまりました。

この見学は、社会科の「自分たちの住む市区町村」の実際を知るために毎年秋に行われています。

区役所に着いた児童は4階の区議会本会議場で区のあらましなどの説明をうけたあと、庁舎内をみてまわり熱心にメモしています。

おめでとう創立百周年

仰高小学校

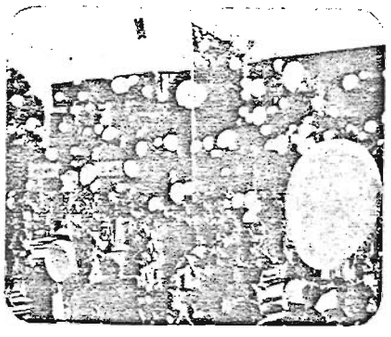

仰高小学校(児童五四五人)が区立校で初めて創立百周年を迎えました。

11月12日百周年を祝う子どものつどいが行われました。体育館で劇や作文を発表したあと、校庭で顔いごとや絵をつけた色とりどりの風船千五百個を秋晴れの空へ放ちました。昭和21年以降30年間に二千六百五十名が卒業しました。それ以前の記録は、戦争のため焼失してしまいました。残念ですネ

〃友愛給食サービス〃にご協力を

〃ひとり暮らしのお年寄りに温かい家庭料理を〃という趣旨で、今年度から始められた「友愛給食サービス事業」は、多くの方々の善意により、現在約30組実施しています。

これは、ひとり暮らしのお年寄りの近所の方が、週一度家庭的な食事を届けるというものです。

友愛給食を受けたいお年寄りは相当数いますが、地域的な関係等もあり、提供したい方々との結び付きが困難な状態です。

ひとり暮らしのお年寄りに温かい家庭料理を差しあげ、少しでも淋しさを解消してあげたいとお思いの方々の参加を望んでいます。

お申込み、お問い合せは、老人福祉課(内線2631)までどうぞ。

私も年金に加入できますか！

月曜年金相談

国民年金課では、毎週月曜日を年金相談の日として、区役所年金課前で、皆様のご相談を受けています。

国民年金に対する関心が高まっている中で、毎回熱心な相談があり、51年7月5日の第1回相談の日以来、6か月をむかえました。

年金のいろいろな手続、納付した保険料の記録や納付の方法、他の年金との関係、その他年金に関するあらゆる問題がとりあげられています。

あなたの年金を、あなたの身になって考える、月曜年金相談をお気軽にご利用ください。

お問い合わせは年金課調査係(内線2635)へ

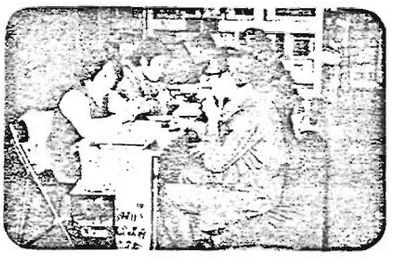

『スミジ ウツ ヨロコビ』

カナタイプ講習会

目のご不自由な方のカナタイプ講習会が、豊島区盲人会主催で10月25・27・29日に開かれました。

この講習会は広報としま区民のひろばで、紹介したもので、20歳代から最高齢者70歳の方々のべ57名が参加され、熱心に訓練を受けられ参加者全員がみじかい文章を打つまでに上達され、非常によろこばれました。

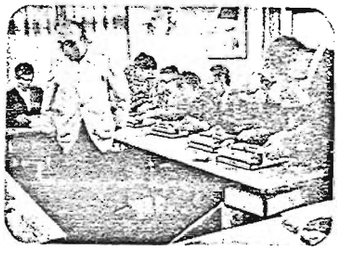

建築法規の解説

○住宅を建てるにあたって

☆…住宅の採光

住宅の居室(居間、寝室、食事室、応接室)には、衛生上、自然の光を採り入れるために、居室の床以上の大きさの窓を必要とします。しかし、他の建物に接して建てたり、隣地境界線に接して建てたりしたのでは、他の建物や隣家の増改築などにより居室が暗くなることがあります。そこで、暗くならないようにするため、軒や庇の先端から他の建物や隣地境界線までの距離を水平に測り、第一種第二種住居専用地域、住居地域では2.5倍、工業、準工業地域では4倍、近隣商業、商業地域では5倍します。そして、その長さを軒や庇の先端から下へ垂直に降ろしその降ろした線の中に窓が入るように建てればよいわけです。入らない場合には、他の建物や隣地境界から、さらに離して建てなければならないことになります。

☆…居室の天井の高さ

天井の高さは床面から測り、2.1m以上の高さが必要です。なお、床の高さは地面から45cm以上高くすることとなっています。

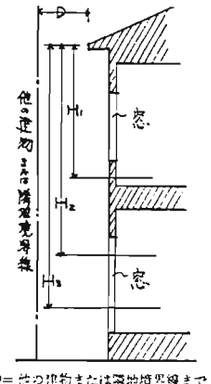

D＝他の建物または隣地境界線までの水平距離

H_1＝D×2.5…第一種住居専用地域 第二種住居専用地域 住居地域

H_2＝D×4…準工業地域 工業地域

H_3＝D×5…近隣商業地域 商業地域

「成人の日」のつどい

◎開催日

昭和52年1月15日(土)

☆式典会場

豊島公会堂…式典、オーケストラ演奏など

☆つどいの会場

豊島区民センター…ふるさと電話、色紙コーナーなど

◎対象者

昭和31年4月2日から昭和32年4月1日までに出生した区内在住者

◎招待状は12月下旬ごろまでにお届けいたします。

お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

詳しくは 社会教育課管理係(内線3451)へ。

〃区民のひろば〃

考古学研究会へのお誘い

スライドを見ながら、考古学を学びましょう。

◇日時・内容

52年1月13日　午前10時～12時

「縄文人の暮し」―食生活および住まいについて考えてみる。

◇場所　区立南大塚社会教育会館(南大塚2―36―1)

◇定員　80名　◇会費　500円

◇講師　青山学院大学文学部講師　関　俊彦氏

◇申込　当日会場で9時半より受付をします。

◇問い合わせ

豊島区東池袋2―2―6　飯田秋光　982―4004までどうぞ。

不衛生な食品にご注意！

年末年始の食品衛生

これからは、クリスマス食品、おせち料理といった食品が、一時的に大量製造、販売される時期です。

池袋・長崎保健所では、都衛生局とともに、毎年この時期に「食品、添加物等の年末年始一斉取締り」を実施して、不衛生な食品の一掃に努めていますが、各ご家庭でも次の点にご注意ください。

食品購入時の注意

◇見た目をよくするために必要以上着色されたり、漂白されたものは、なるべくさける。

◇表示をよくたしかめる

▽名称

▽製造者氏名

▽製造所在地

▽食品添加物を含む旨

▽製造年月日（ハム、ソーセージ、魚肉ねり製品など）

◇できるだけ新鮮なものを、清潔で信用のおける店で買う

◇長もちしないようなものは、ひかえめに買う。腐敗したり、カビがはえやすいので、買いだめは最小限度にとどめることが賢明です

保管調理上の注意

買い求めた食品にもご注意ください。暖かい室内は、細菌の繁殖に好都合です。寒い冬だからといって安心できません。

「清潔、迅速、加熱または冷却」が、食中毒予防の三原則です。加熱するものは、中まで完全に火を通し、なるべく早めに食べる。冷蔵するものは、すみやかに冷蔵庫におさめる。冷蔵庫内の温度は5℃位を確認してください。冷蔵庫にすき間なくつめ込んだり、暖かい品をいっしょに入れないこと。冷蔵庫は細菌の繁殖を一時とめるだけです。

通信は禁物です。

サッカリンナトリウム使用食品の取扱いについて

区では、サッカリン使用のばら売りまたは、はかり売り食品については、サッカリンを含有している旨を消費者が容易に判別できるように食品の売場に、表示することを積極的に指導しています。

保健所で調査の結果（51年9月～10月調査）は一部を除いて、まだ不十分なので、業界の方々のなお一層の協力をおねがいします。

また、サッカリン含有料については、たくあん、その他のつけもの、珍味等65件について使用基準を越えるものはありませんでしたが、できるだけ使用量の少ないものを選ぶようにしてください。

※食品についての苦情・相談は、保健所の衛生課へ。

池袋保健所　987－4171
長崎保健所　957－1191

年末年始の検査受付は次のとおりです

▽水質検査
12月20日まで・1月10日から

▽検便（寄生虫・ぎょう虫検査含）
12月20日まで・1月5日から

▽梅毒血清反応検査
12月20日まで・1月5日から

時間
池袋…午前9時～午後3時
長崎…午前9時～11時

寝たきりの お年寄りの方に

❷老人福祉手当の申請を

寝たきりの状態で、ご不自由な毎日を過ごしていらっしゃるお年寄りの方に、少しでも経済的な負担を軽くし、また、身体的、精神的苦痛をお見舞いするために、老人福祉手当をお贈りしております

☆受けられる方

▽区内に住まいの65歳以上の方

▽寝たきりの状態が6か月以上続き、なおその状態が続くと思われる方

▽養護老人ホームなどの福祉施設に入所していない方

☆支給月額

9千5百円（4・8・12月の年3回支給）

❷寝具の洗濯乾燥を

お使いになっている寝具類（敷ぶとん、掛ぶとん、毛布各一枚と枕）を1か月おきに洗濯、乾燥をしています。費用は全額区で負担いたします。

❸無料で出張理容を

近くの理容店の理容師が出張しておこないます。

❹週に1回 家政婦さんがお世話します

☆受けられる方

▽区内にお住まいの60歳以上の方

▽一時的な病気などで、日常生活を営むのにさしつかえがあり、家族の十分なお世話を得られない方

▽ひとり暮らしのお年寄りまたは、お年寄りだけの世帯で身のまわりのことが思うようにできない方

▽生計中心者の所得が制限額以下の方

以上のようなお宅に家事援助者が出向き、お世話をいたします。費用は区が全額負担します。

❺日常生活用具を

長い間寝たきりの状態でおられる方で、ご希望の方に貸出し、または、お贈りしております。

☆お貸しする用具

▽特殊寝台

生活の中心となる方の前年分の所得税額が非課税であることが必要です。寝台は、ハンドルをまわすと、上半身または、脚部が傾斜調整できるようになっています。

☆お贈りする用具

生活の中心となる方の前年分の所得税額が4万2千円以下であることが必要です。

▽スプリングマットレス

3つにわかれていて、厚さ約15㎝で、長期間使用できます。内部の湿気を外に出すようになっています。

▽便座

腰をかけて用便ができます。（洋式）浴室付きで、和式便所のうえに取り付けます。便所にいけない方には、ポータブルトイレを用意してあります。

▽浴槽・湯沸器

浴槽は、ホーロー仕上、湯沸器は、都市ガスを使いますので、1坪程度の場所が必要です。なお、給排水工事、ガス工事費は申請者の負担となります。

お問い合わせは
老人福祉課（内線2632）へ。

国民年金からお知らせ

保険料は納めていますか

保険料は法律で定める納期限が2年を経過すると、納められなくなります。

また、保険料を未納にしておいたために、将来老齢年金がもらえなくなったり、不幸にも母子あるいは障害になってしまったときなどの保障もなくなってしまいます

★納期の近づいている期間は49年の10月から12月分です。

あなたの領収証書をたしかめてください。

お問い合わせは
保険料係（内線2675～6）へ

サラリーマンの奥さんも任意で加入できます

ご主人は厚生年金や共済組合等から将来の保障がありますが、奥さんも国民年金に加入すれば、ご夫婦そろって年金を受けることができます。

また、ご主人が万一の場合は、厚生年金等からの遺族年金と合わせて母子年金（18歳未満の子供がいる場合）が支給されます。また、老齢年金も併せて支給されますし、あなたが病気やけがのため身体がご不自由になった場合は程度により障害年金が支給されます。

お問い合わせは
適用係（内線2672）へ。

みなし法人課税制度のおすすめ

この制度は、個人の青色申告者の事業所得についても、納税者の選択によって、法人に類似した課税法を認めるもので、事業主が法人の代表者の報酬と同様に、事業主報酬がうけられるとしたものです。

法人に類似した課税方式といっても、すべてが法人方式ということはなく、記帳や決算のしかたは、一般の青色申告と特に変わりはありません。

手続きは、12月31日までに来年の事業主の報酬額を定めて、選択届出書を提出するだけです。

この制度を利用することによって、法人組織の場合と同様に店と奥の区分を明確にし、事業の近代化、合理化が推進されます。

事業主報酬には給与所得控除（最低50万円）がありますから上手に利用することによって、節税にも大いに役立ちます。

青色申告に関する一切のお問い合わせ、ご相談は
豊島税務署青色申告指導担当
984－2171へ。

ぼくの時代はもうおわり！

日常使用する石油ストーブは、地震時の振動などで、自動的に消える対震自動消火装置の付いたものでないと、昭和52年7月1日からは使用できなくなります。

なるべく早めに買いかえて、地震に備えておく心構えが必要です

石油ストーブ購入のときは、対震マークが付いているかを確認してから購入してください。

なお、コンロやボイラーなどの液体燃料を使う火気使用設備も同様です。

◎対震自動消火装置の種類

▽しゃ開式…燃焼部に金属板のふたをして空気を絶ち消火します

▽しん落下式…スプリングの力でしんを急降下させ消火します。

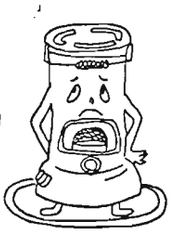

犯罪をなくして明るい街に

☆…あき巣などの侵入ドロボウの被害が増えています。ちょっとの留守にも（夜おやすみ前にも）戸締りが大丈夫かどうかもう一度確かめましょう。

☆…込み合うところでは、スリにご注意。

☆…抱きつき、スリにご用心。

☆…ひったくりにご用心。

☆…消火器・ガスもれ警報機など悪質な押売りにご注意。

年末・年始『区の窓口』ご案内

▽区役所・出張所・福祉事務所・保健所・厚生会館・児童館・道路公園工事事務所
・年末…12月28日まで
・年始…1月4日から

▽区民集合室・勤労青少年センター・老人福祉センター・ことぶきの家・豊島図書館・図書貸出センター
・年末…12月27日まで
・年始…1月5日から

▽区民センター・公会堂・振興会館
・年末…12月25日まで
・年始…1月6日から

▽豊島荘・秀山荘
・年末…12月25日まで
・年始…1月2日から

▽高麗清流園
・年末…12月19日まで
・年始…1月2日から

▽公益質屋
・年末…12月31日まで
・年始…1月4日から

▽青年館・教育会館・南大塚ホール・巣鴨、千早図書館
・年末…12月26日まで
・年始…1月5日から

▽体育館・体育場
・年末…12月25日まで
・年始…1月5日から

▽中学校スポーツ開放校
・年末…12月22日まで
・年始…1月8日から

▽教育相談室
・年末…12月28日まで
・年始…1月5日から

○猪苗代青少年センターは休みません。

区の施設の予約受付時間がかわります

区民保養施設

熱海豊島荘、山中湖秀山荘、高麗清流園の予約受付時間は来年1月から次のように変わります。

受付時間…受付開始日の午前9時から9時半まで（従来は9時締切り）公会堂で受付け、その後のあき室は先着順に区民課で受付けます。

※2月利用の予約受付開始は、1月6日になります。

豊島荘は館内工事のため2月14日から3月末日まで休館します。

猪苗代青少年センター

猪苗代青少年センターの来年1月の利用受付にかぎり、1月5日の午後1時半から受付けます。2月からは今までどおり毎月初日の（休日のときは翌日）午後1時半から受付けます。

また、月の初日以降は電話でも予約できますので、一般の方もご利用ください。くわしくは社会教育課事業係（内線3465）まで

振興会館休館のお知らせ

豊島振興会館の集会室・結婚式披露宴会場は、明年7月1日から10月31日まで冷暖房及び改装工事のため休館いたします。なお利用会場によって受付日が異なりますので、詳細については、公会堂係981—1009まで。

催し

冬の青年のつどい

スキーを楽しみながら、新しい友を見つけ、わたしたちの施設で心ゆくまで語りあいましょう。

とき…2月4～7日　三泊四日

ところ…猪苗代青少年センター

参加費…八千円（往復バス代等）

定員…60名（男女各30名）

対象…区内在住または在勤の青年

申込み…12月15日までに事業係か青年館に、ハガキ一枚持参。

応募者多数は抽せん。

詳細…事業係（内線3465）

新着フィルム紹介映画会

とき…12月25日　午後1時半

ところ…区民センター5階映写室

上映映画…「小さな愛のうた」（劇映画カラー32分）「富士」記録映画カラー75分

詳細…視聴覚係（内線3521）

講習会

◇レクリエーション指導者講習会

レクリエーション活動の発展とともに人間味豊かで見識の広い指導者、時代の要求にマッチしたリーダーが求められています。

年に一度、伝統ある長期講習会を企画しました。

テーマ…未来のレクリエーションの開発・創造、その行動

とき…（講座）1月19日～3月9日の毎週水曜日　午後6時半～8時45分

（合宿）1月29・30日

ところ…（講座）青年館

（合宿）都立水元青年の家

参加費…一万円（宿泊料、資料代、謝礼等）区内在住在勤者は八千円

定員…百名

申込み…参加費をそえて1月10日まで。

申込先…㊐体育係（内線3485）

㊐豊島区レクリエーション協会

㊐東京都レクリエーション協会

※講習会修了者は第日本レクリエーション協会の2級指導者取得の対象となります。

◇囲碁（中級）講座

とき…1月19日～3月16日の毎週水曜日（10回コース）最終回は3月15・16日です。

ところ…青年館　986—6740

定員…36名

教材費…七百円

申込み…12月10～15日（13日は休館日です）

※受講者は抽せんで決定しますので、申込時にハガキ一枚を持参。

スポーツ

初心者スケート教室

ところ…池袋スケートセンター

参加費…（貸靴料含む）小中学生二千円　高校生と父兄二千五百円

主催…東京都スケート連盟

申込み・詳細…上池袋2—5—26　池袋スケートセンター　915—7171

とき、時間、定員

コース	開催日				時間	定員
12月コース	5	12	19	26	午前7：00～午前8：30	300名
1月コース	9	16	23	30	〃	〃
2月コース	6	13	20	27	〃	〃
3月コース	6	13	20	27	〃	〃

年忘れOL大会

とき…12月12日

ところ…三浦海岸（約10キロ）

集合…池袋東口バルコ交番脇　午前8時までに集合

参加費…一人百円（交通費自弁）

持ち物…弁当、赤鉛筆、太筆、コンパス、地図は留意します

詳細…910—5185　赤沢まで

第2回ロードレース大会

とき…1月9日　10時発走

ところ…皇居桜田門前（地下鉄桜田門、または霞ケ関下車）

コース…皇居内堀周回コース

部別…一般30歳未満・40歳未満、高校生（2周約9.3キロ）40歳以上・50歳以上・60歳以上・女子（一周約4.9キロ）

表彰…各部一～六位、女子は参加者数によりきめる。完走者全員に記録証、参加者全員に参加賞をさしあげます

参加費…五百円

申込み…体育係（内線3485）12月22日まで。池袋409—5226　尾村953—6863　12月25日まで。

詳細…池袋、尾村まで。

特別区職員追加採用

＜大学卒程度・保健婦＞

職種および人員…保健婦（約30名）

受験資格…学歴を問わず、昭和7年4月2日から30年4月1日までの出生者で、保健婦の免許を有する方（見込みも含む）

試験日…昭和52年2月1日

申込期間…（郵送）1月14日まで（消印有効）

（持参）1月17日～1月31日

採用予定時期…昭和52年4月1日以降の予定

申込み・詳細…〒102　千代田区九段北1—1—4　特別区人事厚生事務組合人事企画部企画課　265—0671内線358・338

60歳以上の方へのお知らせ

▽茶道教室△

とき…1月10日～2月7日の毎週月・木曜日　計8回　午後1時半～3時まで

ところ…池袋ことぶきの家

内容…初心者の方を対象に茶道の歴史の話と基本的なおてまえ。

定員…30名

受講料…四百円（お菓子代）

講師…大日本茶道学会　松薗　露仙氏

申込み…12月13日から当館にはがきを持参して。ただし、来館できない方は往復はがきも可。締切りは12月18日（消印有効）

応募者多数の場合は抽選

詳細…池袋ことぶきの家　〒171　池袋2の1067　982—9658

▽法律講座△

とき…1月11日～2月1日までの毎週火曜日　午後1時半～3時　計4回

ところ…南大塚ことぶきの家

内容…おとしよりの生活に関連の深い法律知識について学習します。

定員…40名

受講料…無料

講師…豊島法曹会の弁護士

申込み…12月13日から18日までで、はがき持参で当館に来館できない方は往復はがきで。申込者多数の場合は抽選のうえ、25日までに結果を通知します。

詳細…南大塚ことぶきの家　〒170　南大塚2—36—1　946—7355

▽老人保健学級△

とき・内容…

○12月14日「老人の神経痛について」講師—南大塚ことぶきの家嘱託医　工藤　寿一氏

○12月15日「老人と循環器疾患」—心臓病と高血圧　講師—東京女子医大講師　山田　辰一氏

○12月17日「健康な毎日を過すために」　講師—老人福祉センター嘱託医　後藤　甲子男氏

ところ…老人福祉センター（南池袋3—5—12）

対象…60歳以上の方およびその家族

詳細…老人福祉センター　984—5896

老人福祉課医療助成係（内線2636）

官公所だより

都税事務所から

12月は固定資産税・都市計画税第三期分の納期です。お近くの金融機関または都税事務所で、12月27日までにお納めください。

特設人権相談所の開設

人権思想啓発行事の一環として東京法務局、豊島区ならびに区内在住の人権擁護委員共催による特設人権相談所を開設しますので、お気軽にご利用ください。

とき…12月13日　午前11時～午後4時

ところ…東武百貨店三階

愛の献血にご協力ください

職業訓練校から

㊐建築防水施工

とき…1月19～28日　午後6時～8時半

対象…建築防水関係技能者で経験1年以上の方40名

受講料…千円

申込み…12月20・21日　午前9時～午後7時　筆記用具と受講料をご持参ください。

㊐建築構造の力学

とき…1月10日～3月23日　週3回32日間　午後6時～9時10分

対象…(1)建築に関して6年以上の実務経験者(2)高校の建築科または土木科を卒業してから3年以上の経験者(3)職業訓練校の建築製図科及びブロック建築科を修了後実務経験3年以上の方　30名

受講料…五千円

申込み…12月16・17日　午前9時～午後7時　受講料をそえて

詳細…赤羽商業職業訓練校　北区西が丘3—7—8　909—8333

若者のための総合相談室

中野サンプラザの全国勤労青少年会館の相談室では、毎日正午から午後7時半（日曜・祝日は5時）まで、職業・結婚・恋愛・法律・その他の問題について親切に相談に応じています。なお、電話や手紙で個人的な問題を相談できます。

詳細…全国勤労青少年会館相談室　中野区中野4—1—1　388—1151

郵便局から

▼年賀状は12月20日までに

お出しになるときは、方面別にわけてひもなどで十文字にたばねてお出しください。

▼小包みの差しだしは15日までに

駐車場不足のため車での来庁はなるべくご遠慮ください